



資料 2

にぎわいのある水辺空間創出会議(伊勢路川)

～伊勢路川でよりよい水辺空間の活用を考えよう～

令和3年12月17日

三重県 県土整備部 河川課



県管理河川では、

「にぎわいのある水辺空間」をつくるために、
どのような方策があるかを検討している。

今年度、南伊勢町でサウンディング調査が実施
され、伊勢路川でオートキャンプ場等を整備す
る提案があったことから、伊勢路川をよりよい
水辺空間にするために、どうしたらいいのか？

- これまでの水辺整備 … P4
- 河川空間のオープン化 … P5~10
~事例、イメージ、適用される条件~
- にぎわい創出にむけた課題と取組 … P11~12
- 伊勢路川の河川敷 … P13~14
- 【参考】オープン化の手続き … P15~22

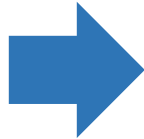


人々の安全安心な生活を守るために、水害を軽減する河川整備が強く望まれ、堤防や防潮堤、水門等の整備を進めてきた結果、人々の生活が水辺から遠ざかってしまいました。

これまでの整備



防潮堤の整備 隅田川(東京都)



遊歩道の整備

隅田川(東京都)

水辺の景観、
親水性を高める整備



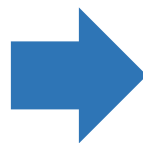
公園・遊歩道の整備 三滝川(三重県)

平成9年の河川法改正により環境が河川管理の目的に加えられるなど、河川環境に対する関心の高まりにより、河川整備も堤防の親水性を高める整備や水辺の景観整備などを経て、全国的に賑わいを水辺空間に再生する動きが広がっています。



国土交通省では、豊かな自然などの観光資源や、都市部の貴重なオープンスペースとしての価値を有する河川敷地において、治水上、利水上又は河川環境上の支障が生じないように配慮しつつ、快適で「にぎわいのある水辺空間」の創出を進めています。

(事例) 水辺のオープンカフェ



河岸緑地(広島県 京橋川)

「河川空間のオープン化」とは

○河川敷地の占用:原則として公的主体(地方公共団体等)に限られている。(営業活動は不可)

+

○要望の高まり:河川空間を積極的に活用したい



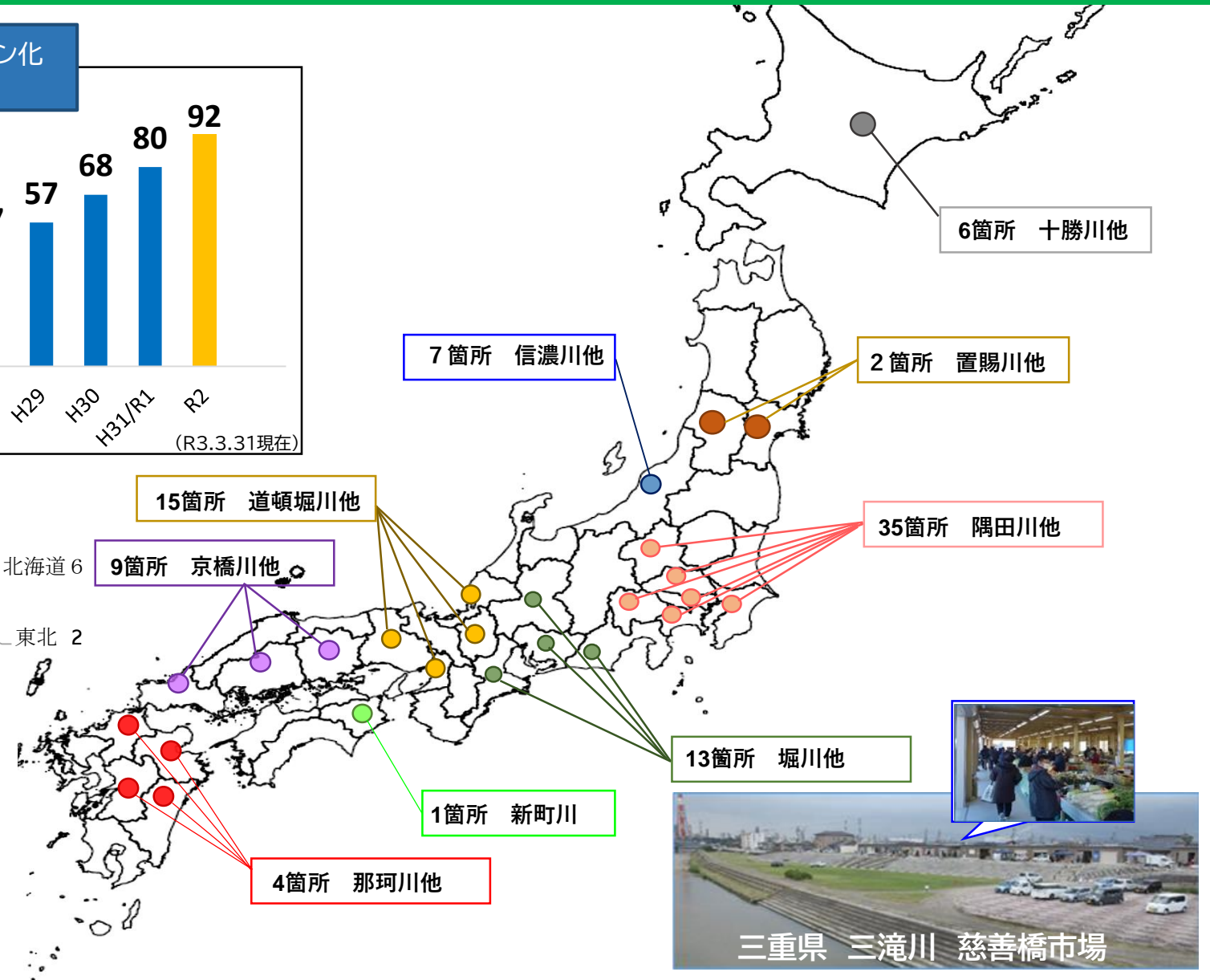
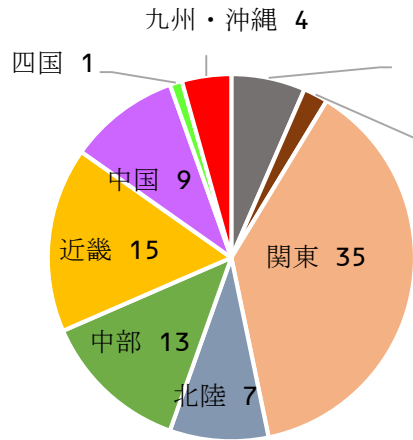
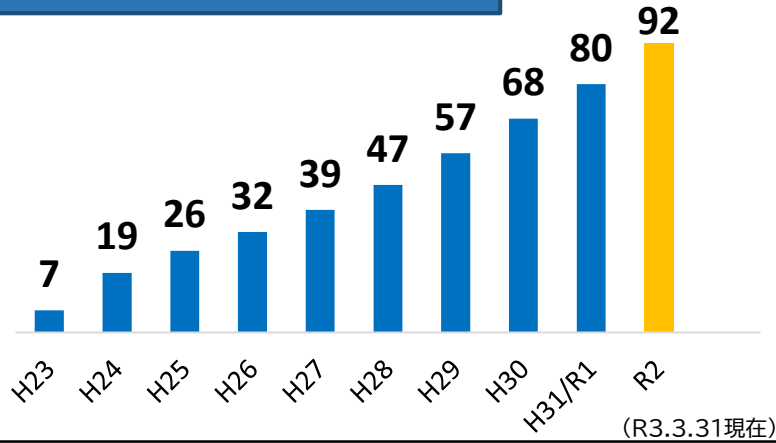
○平成23年度

河川敷地占用許可準則を改正:一定の要件を満たす場合には、特例として民間事業者等も営業活動を行うことが可能。



河川空間のオープン化事例（その1）

全国での河川空間のオープン化
活用実績数(累計)



三重県 三滝川 慈善橋市場



河川空間のオープン化事例（その2）

地域の活性化



埼玉県 都幾川 キャンプ場



埼玉県 荒川 バーベキュー場



大阪府 土佐堀川 北浜テラス



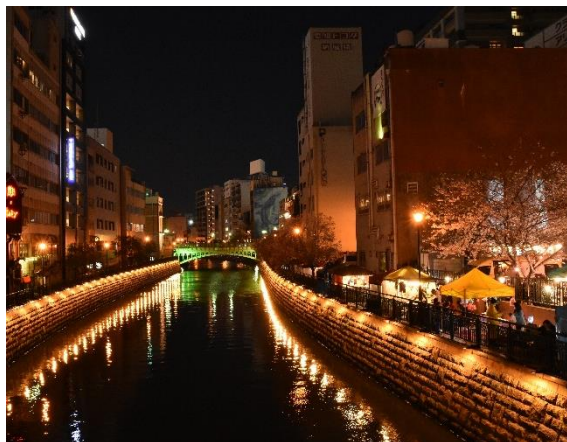
東京都 隅田川 オープンカフェ



イベント利用



愛知県 堀川 500人大合唱



愛知県 堀川 なやばし夜市



愛知県 堀川 ゴンドラウェディング



福井県 足羽川 カヌー体験会

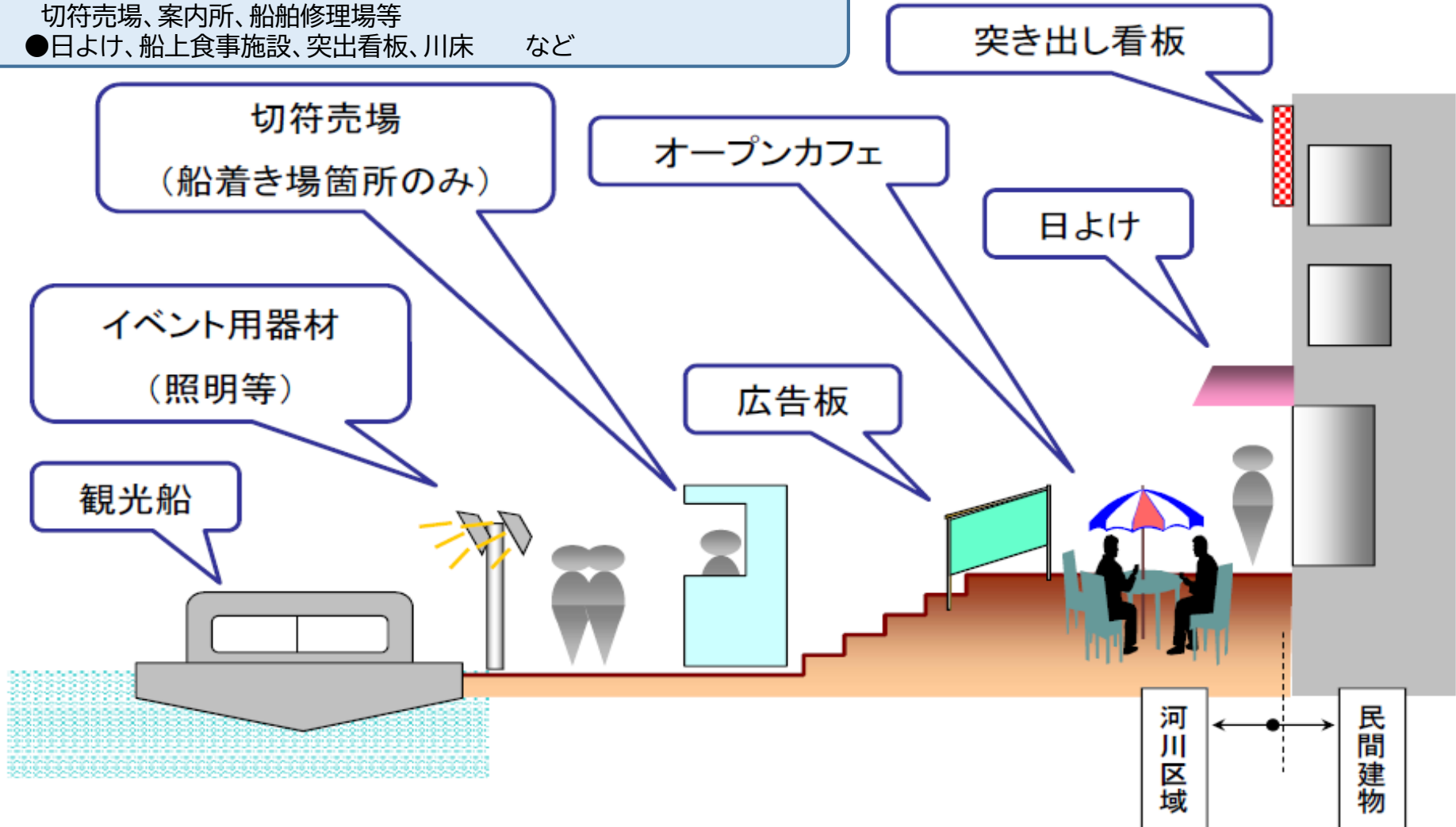


愛知県 乙川 サップフェスティバル



占用許可が可能な施設

- 広場、イベント施設、遊歩道、船着場
- 前述の施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、
広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、
切符売場、案内所、船舶修理場等
- 日よけ、船上食事施設、突出看板、川床 など





➤ 地域の合意が図られていること。

協議会の活用等(※)により、以下の事項について、地域の合意が図られていること。

- 区 域 : 治水上・利水上支障のない区域を指定(都市・地域再生等利用区域)
- 占用方針 : 施設、許可方針(許可条件)
- 占用主体 : 公的主体のほか、営業活動を行う事業者等も可能

➤ 通常の占用許可でも満たすべき基準に該当すること。

- 治水上及び利水上の支障がないこと、他の者の利用を著しく妨げないこと、河川整備計画等に沿うものであること、土地利用の状況・景観・環境と調和したものであること

➤ 都市・地域の再生及び河川敷地の適正な利用に資すること。

※協議会によること以外にも、地元市町村があらかじめ河川管理者と協議の上、都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第46条第1項に規定する都市再生整備計画に河川敷地の利用について定めていること、地元市町村の同意があることなど、地域の合意が確認できる幅広い手法によることができる。

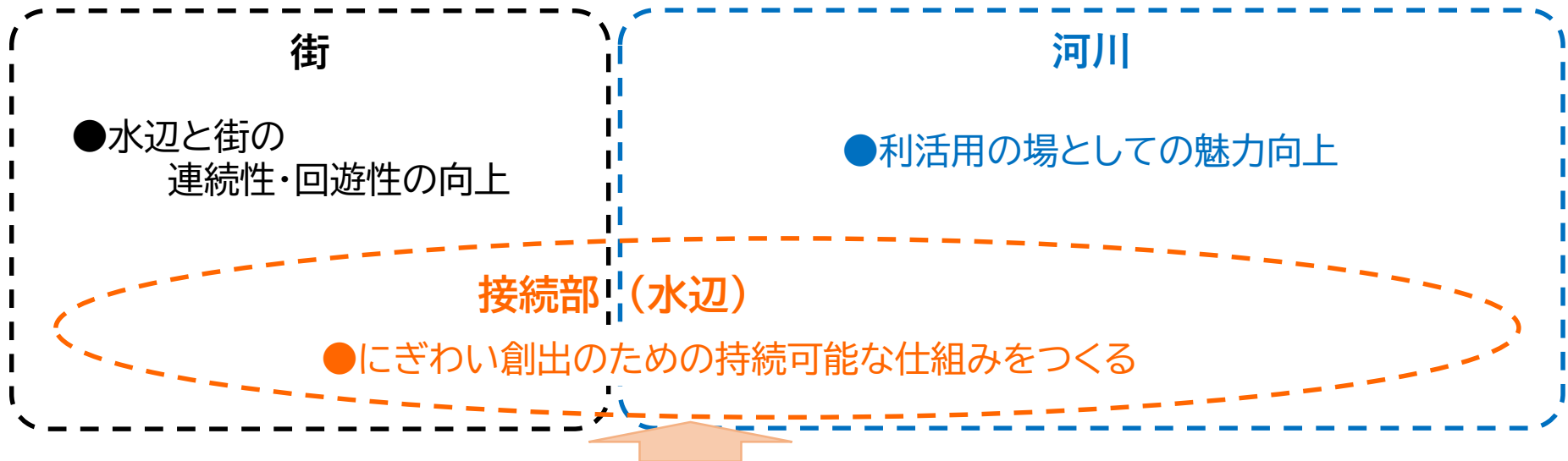


課題

- 豊かな自然に囲まれており観光資源としての水辺の活用が可能であるが、今まで積極的に検討された事例が少ない。
- 地域の活性化等のため民間企業の自由なアイデアの活用や民間資本の参入が必要。

取組

（オープン化事例からみた3つの取組）



にぎわいの担い手・経済活動を誘導する必要あり



県内の主な河川の状況



五十鈴川(伊勢市)



伊勢路川(南伊勢町)



大内山川(大紀町)



三滝川(四日市市)



大又川(熊野市)



銚子川(紀北町)



二級河川伊勢路川

位置図(南伊勢町伊勢路周辺)



例)埼玉県 都幾川 キャンプ場

【現状】伊勢路川 河川敷



伊勢路川の河川敷は、以前パターゴルフ場として利用されていたが、廃止されたため、新たな水辺空間の創出としてオートキャンプ&RVパーク整備が検討されている

実行にあたってのキーワード

- にぎわいのある水辺空間の創出
- 河川利用における新たな価値の創造
- グリーンインフラ

伊勢路川 海、山と風がそそぐ自然豊かなまち 南伊勢町



伊勢路川の風景(南伊勢町)



占用主体は以下の3類型。（河川敷地占用許可準則第22第4項第1号～第3号）

第1号

準則第6に掲げる占用主体
→公共性、公益性を有する者（公的主体）

☆**占用施設を自ら使用するほか、
準則第25に基づき、占用者以外の者に施設を使用させることが可能**

（例）

市区町村、都市再生推進法人、
地方公共団体等で構成する河
川敷地の利用に関する団体等

第2号

営業活動を行う事業者等であって、河川管理者、地方公共団体等で
構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において適切であると
認められたもの

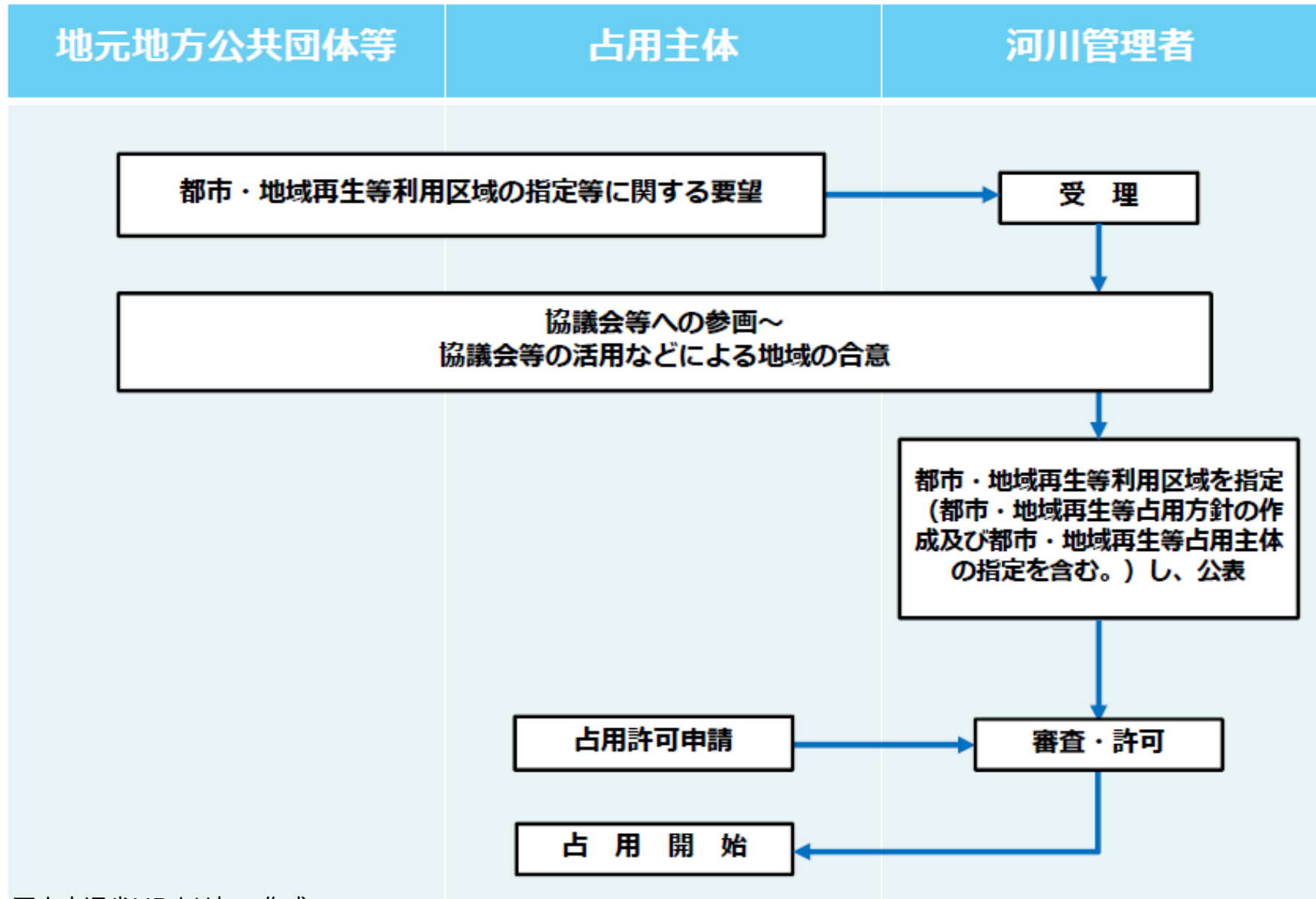
→協議会以外にも、地元市町村の同意など地域の合意が確認できる幅
広い手法によることもできる

（例）

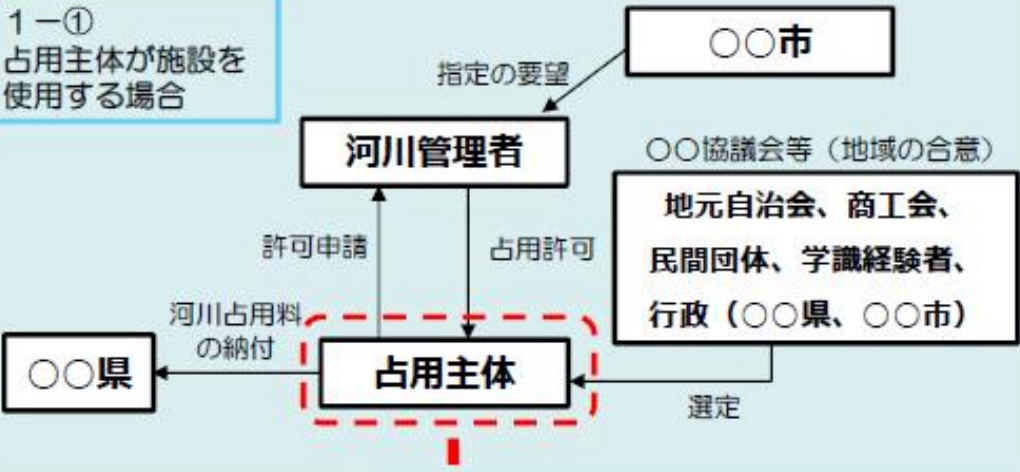
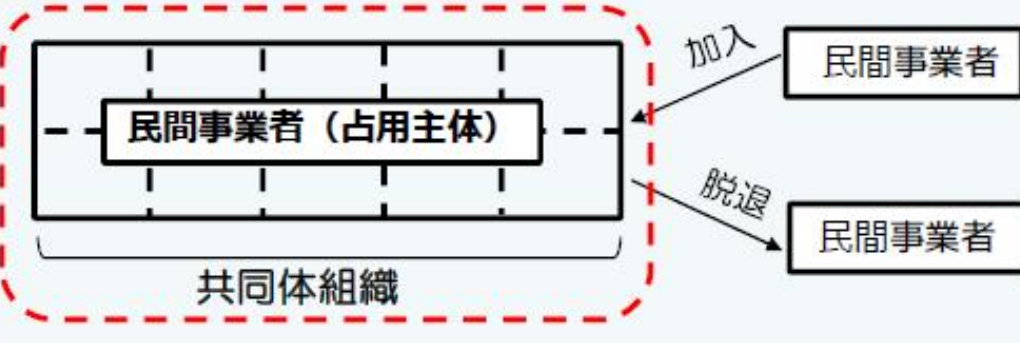
株式会社〇〇、有限会社〇〇、
地方公共団体等を含まない任
意団体 等

第3号

営業活動を行う事業者等
→河川管理者の判断により占用許可を行うもの
（ただし、事前に協議会等の場で地域の合意を図る。）





スキーム図(例)	概要
<p>1-① 占有主体が施設を使用する場合</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 占有主体が自らイベント開催やオープンカフェ、キャンプ場やBBQ場の営業を行うスキーム。 営業活動を行う事業者等であっても占有主体になることができる。 <p>(占有主体第1号～第3号)</p>
<p>1-② 民間事業者等による共同体組織が占有主体となり、その構成員が施設を使用することも可能</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者が占有主体となっている場合、他の民間事業者に施設を使用させることはできないが、共同体が組織として占有許可を受け、当該共同体の構成員が施設を使用することは可能。 営業活動を行う民間事業者が共同体に加入・脱退することで民間事業者の変更が可能。 <p>※ 河川管理者は共同体に対して、河川管理上の支障に関する指導監督を行う。共同体の加入・脱退や内部での指導監督の遵守は、共同体の規約により措置。</p> <p>(占有主体第1号～第3号)</p>



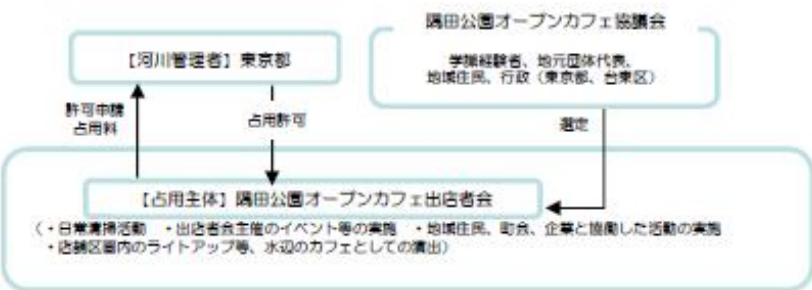
スキーム図(例)	概要
<p>2-① 公的占用主体が営業活動を行う事業者等に施設を使用させる場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 占用主体（公的主体）がイベント業者や売店、カフェ等を誘致して営業活動を行う事業者等に施設を使用させることのできるスキーム。 • 占用主体は事業者等と使用契約を締結。 • 占用主体が事業者等から施設利用料を得る場合には（※）、施設利用料を施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全や創出のための費用に充てる。 <p>（占用主体第1号）</p>
<p>2-② 公的占用主体と施設使用契約を結んだ事業者等が施設でテナント運営等を行うことも可能</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 2-①に加え、占用主体（公的主体）と使用契約を結んだ営業活動を行う事業者等が、占用施設でイベント業者や売店、カフェ等を誘致するテナント運営の管理をすることができるスキーム。 • 使用契約を結んだ事業者等は、占用目的や施設使用契約の範囲内で、営業活動や占用施設でのテナント運営の管理等を行う。 <p>（占用主体第1号）</p>



東京都 台東区（一級河川 隅田川）



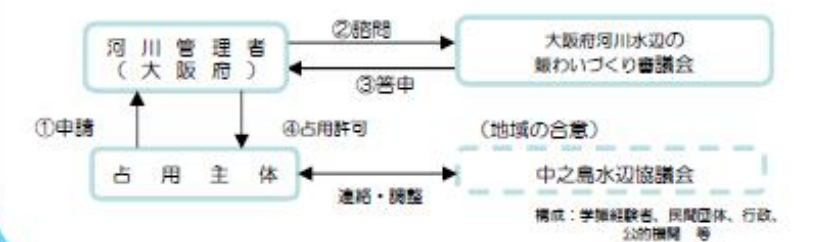
区域名称	隅田公園オープンカフェ
概要	隅田川の水辺とその周辺地域に恒常的な賑わいを創出し、地域の活性化を図ることを目的として、東京スカイツリーを臨む絶好のビューポイントである台東区立隅田公園内の河川区域に、水辺空間を活用したオープンカフェを出店する。
河川管理者	東京都知事
水系名・河川名	1級・荒川水系・隅田川
占用主体	タリーズ・コーヒー・ジャパン（株）、（株）松竹サービスネットワーク
占用施設	広場及び遊歩道と一体をなすオープンカフェ
合意方法	隅田公園オープンカフェ協議会



大阪府 大阪市（一級河川 土佐堀川）



区域名称	北浜テラス
概要	近年、川を意識した店舗や事務所が増え、水辺を楽しむというまちづくりの機運が高まり、地域の発意のもと、大阪川床「北浜テラス」が始められ、今後とも水都大阪の拠点として期待されている。
河川管理者	大阪府知事
水系名・河川名	1級・淀川水系・土佐堀川
占用主体	北浜水辺協議会
占用施設	遊歩道、船着場、船舶係留施設、前述に掲げる施設と一体をなす照明・音響施設・切符売場・案内所、日よけ、川床、その他施設
合意方法	中之島水辺協議会





オープン化（事例 スキーム1-②）

東京都 墨田区（一級河川 北十間川）



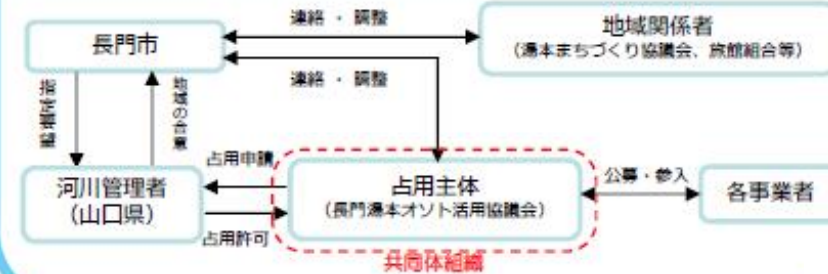
区域名称	北十間川親水テラス等
概要	河川の耐震護岸整備や鉄道高架下の開発計画に合わせて、墨田区は親水テラス整備、防災船着場整備、隅田公園再整備、コミュニティ道路整備などを実施。新たに生まれ変わる水辺・公園・道路・高架下の一体的空間の賑わい創出に向けて、親水テラスや一部河川敷地にかかる鉄道高架下に、都市・地域再生等利用区域を指定した。 現在、高架下の河川敷地を占有し、高架下施設の建設に着手。
河川管理者	墨田区長
水系名・河川名	1級・荒川水系・北十間川
占用主体	東武鉄道株式会社および浅草・とうきょうスカイツリー駅間高架下開発計画出店者共同体
占用施設	イベント施設、遊歩道、飲食店等、日よけ、船上食事施設、突出し看板、川床、その他再生等に利用する施設
合意方法	北十間川水辺活用協議会



山口県 長門市（二級河川 深川川、大寧寺川）



区域名称	長門湯本温泉街川床テラス等
概要	2級河川深川川及び大寧寺川周辺は、長門湯本温泉街として、県内有数の観光名所であり、河川空間の魅力を生かした魅力的な温泉街を形成する施設等を設置し、観光まちづくりを促進していく。
河川管理者	山口県知事
水系名・河川名	2級・深川川水系・深川川及び大寧寺川
占用主体	長門湯本オト活用協議会
占用施設	イベント施設、イベント施設と一体をなす飲食店、売店、照明・音響施設、川床、置き座その他都市及び地域再生等のために利用する施設
合意方法	地元市町村の同意





オープン化（事例 スキーム2-①）

愛知県 名古屋市（一級河川 堀川）



区域名称

納屋橋地区

概要

納屋橋地区の遊歩道や親水広場等の河川敷地を有効に活用することで、都市にうるおいと活気に満ちた水辺空間を創出し、にぎわい創出や魅力あるまちづくりをすすめるため、オープンカフェやイベントを実施。

河川管理者

名古屋市長

水系名・河川名

1級・庄内川水系・堀川

占用主体

（公益財団法人）なごや建設事業サービス財団

占用施設

オープンカフェ等、イベント等の実施に必要な施設

合意方法

堀川水辺活用協議会納屋橋地区部会



大阪府 大阪市（一級河川 道頓堀川）



区域名称

水辺遊歩道「とんぼりリバーウォーク」

概要

道頓堀川では、平成7年度より、親水性の高い遊歩道（とんぼりリバーウォーク）を整備。平成17年6月からオープンカフェなどを社会実験として実施し、平成21年8月からは、区間を湊町～日本橋間の約1,000mに拡大し、河川空間における賑いを創出している。

河川管理者

大阪市長

水系名・河川名

1級・淀川水系・道頓堀川

占用主体

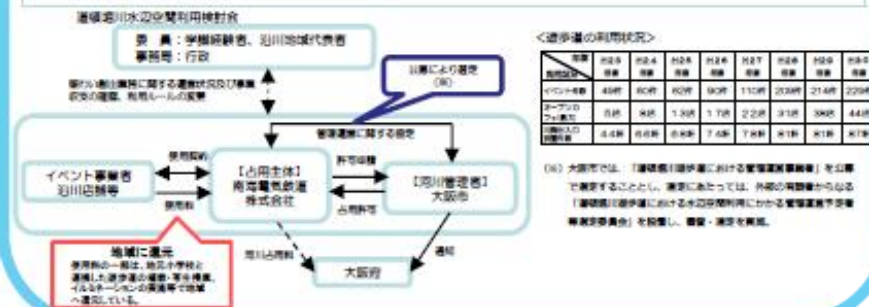
南海電気鉄道（株）

占用施設

広場、イベント施設、遊歩道、船着場、前述に掲げる施設と一体をなす飲食店・売店・オープンカフェ・照明・音響施設・切符売場・案内所、日よけ、その他施設

合意方法

道頓堀川水辺空間利用検討会





オープン化（事例 スキーム2-②）

新潟県 新潟市（一級河川 信濃川）



区域名称 信濃川やすらぎ堤

概要 ロケーションを活かしたイベントの実施や飲食店の出店等により、賑わいと憩いの場が創出され、河川区域を含む萬代橋周辺地区の一層の活性化と新潟市の魅力・活力の向上が図られる。占用主体である新潟市が公募により選定した民間事業者等と使用契約を結び、より民間事業者が主体性を発揮できる体制を構築し、さらなる賑わいの創出を目指している。

河川管理者 北陸地方整備局長

水系名・河川名 1級・信濃川水系・信濃川

占用主体 新潟市長

占用施設 広場、イベント施設、遊歩道、船着場、前述に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明、音響施設、切符売場、案内所、船上食事施設、等

合意方法 信濃川やすらぎ堤利用調整協議会



店舗数	H26年度	H29年度	H30年度
	11 右岸:9 左岸:2	14 右岸:13 左岸:1	12 右岸:11 左岸:1

利用者数	H28年度	H29年度	H30年度
	7月 12,000人	13,000人	16,500人
8月 10,000人	12,800人	12,300人	
9月 8,000人	8,700人	5,000人	
10月 -	-	1,500人	
計	30,000人	34,300人	35,300人

大阪府大阪狭山市（一級河川 西除川）



区域名称 狭山池

概要 狭山池は飛鳥時代に西除川をせき止めて築造されたわが国最古のダム形式の池で築造以来、様々な歴史上の著名人物が改修に関わり多くの人々の献身的な努力によって守られてきた、極めて重要な「生き続ける遺産」でありシンボルとして今なお広く親しまれている。

この古くから地域の拠点となってきた狭山池において、恒常的なにぎわいの場を展開することは、周辺地域も含めた活性化が期待できる。

河川管理者 大阪府知事

水系名・河川名 1級・大和川水系・西除川

占用主体 大阪狭山市長

占用施設 広場、イベント施設、遊歩道、船着場、前述に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、切符売場、案内所

合意方法 狭山池を核としたまちづくり委員会

